

1 客引き・スカウトは法令に触れることがあるということ

代表例

迷惑防止条例違反（客引き・スカウト）～50万円以下の罰金又は拘留もしくは科料

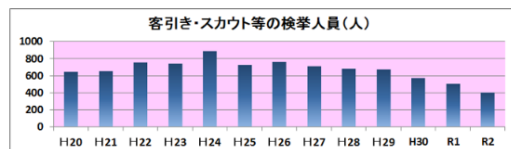
《常習 ～6月以下の懲役又は50万円以下の罰金》

※ このほか客引き行為等は風適法や各自治体条例でも規制されており、**違反者の氏名等の公表を実施する**自治体もあります。

2 都内の違法客引き・スカウトの検挙状況

更新日：2021年10月25日

客引き・スカウトの検挙状況



（注記）平成20年から令和2年「警視庁の統計」（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反「客引き」、迷惑防止条例「不当な客引き行為等」の検挙人員の合算値）

◀ 警視庁ホームページより(確定値)

違法な客引き・スカウト行為の検挙人員は、平成24年をピークに減少傾向を示しています。

しかし、その中で**大学生等が被疑者として検挙されてしまう数は必ずしも減少していません。**

令和3年中は(注：手集計)、客引き等の検挙人員全体は400人弱であるところ、そのうち40人弱が学生等であり、その割合は約**9.6パーセント**にもなります。

これは調査を開始した平成20年以後、**最悪の数字**となっています。

3 違法行為に手を染める理由・きっかけ

過去に警察が大学で実施した防犯講話の感想では「**そもそも法令違反であることを知らなかった。**」という声もあり、また、検挙された学生等から得た供述からも、**アルバイト感覚が強く、犯罪という意識が薄い**ことが読み取れます。

いいアルバイト
ないかな～



簡単！
高収入！

そのような前提の中、「**大学（学校）の先輩・友人に誘われた**」ことがきっかけとなり学生たちが違法客引きに手を染めている実態がうかがえます。また、**大学内の「サークル」で違法アルバイトへの勧誘がなされている**という情報もあり、誘われて客引きグループに入った学生が、「サークル」を通じ後輩などを誘う悪循環が発生すること考えられ、さらには客引きグループが特殊詐欺などの**より悪質な犯罪集団への入り口になっている**ことも懸念されます。

違法スカウト行為については、中には男子大学生が女子大学生を性風俗店へ勧誘している事例もあり、スカウト行為をさせないということはもとより、同時に**勧誘されないように注意していく必要性もあります。**

学生たちの将来を守るためには、**多方面からの繰り返しの啓発**が大切となります。

稼げる
仕事に興味ない？



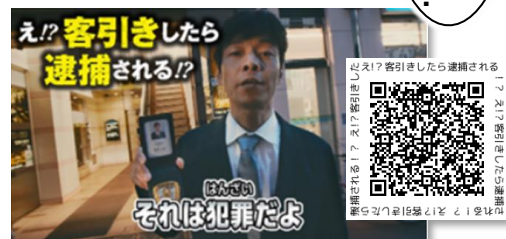
4 警視庁の対策



違法客引き等防止ポスター

警視庁では、出張講話、ポスターの掲示依頼のほか、啓発動画など各種広報資料を作成して情報発信をしておりますのでご活用をお願いします。

また、警視庁HPへ各大学等HPからのリンク等、防犯広報へご協力もお願いいたします。



違法客引き等防止啓発動画(15秒)



警視庁盛り場総合対策～

「大学生・高校生を客引きにしないための対策」

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/anzen/sakaribasogo/kyakuhiki.html>

学生の皆さんへ!ダメ!絶対!違法な客引き、スカウトのアルバイト



あなたの名前が・・・
公表される！？

STOP!
客引き
スカウト
違法な

いい店紹介
しますよ～

居酒屋

本当は
ぼったくり店
だけど・・・



夜の仕事に興味は
ありませんか？

本当は
風俗店の
スカウト
だけど・・・



風営適正化法 客引き～6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科
迷惑防止条例 客引き・勧誘行為～50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

★ このほか自治体によっては、違反者の氏名等が公表される場合があります。



警 視 庁

盛り場総合対策本部

学生を客引きに
しないための活動

